

# 粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業

## 入札説明書

平成 26 年 6 月 13 日

(平成 26 年 7 月 16 日修正版)

粕屋町教育委員会

学校給食共同調理場建設準備室

## — 目 次 —

<b>第 1 入札説明書の定義</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2 事業概要</b> .....	<b>2</b>
1 事業名称 .....	2
2 公共施設等の管理者等の名称 .....	2
3 用語の定義 .....	2
4 事業の目的 .....	3
5 事業の基本理念 .....	3
6 事業の概要 .....	4
(1) 施設内容 .....	4
(2) 事業方式 .....	4
(3) 事業期間 .....	5
(4) 事業の範囲 .....	5
(5) 事業者の収入 .....	6
7 事業に必要とされる根拠法令等 .....	7
(1) 法令 .....	7
(2) 県、町条例 .....	8
(3) 各種基準等 .....	8
8 事業者のスケジュール .....	9
9 事業期間終了時の措置 .....	9
<b>第 3 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>10</b>
1 事業者の募集及び選定の方法 .....	10
2 選定の手順及びスケジュール .....	10
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	10
(1) 入札参加者の構成等 .....	10
(2) 入札参加者の資格要件 .....	11
(3) 入札参加者及び協力企業の制限 .....	14
(4) 参加資格確認基準日 .....	15
4 入札手続等 .....	15
(1) 入札説明書等に関する事項 .....	15
(2) 入札参加資格の確認 .....	16
(3) 入札に関する事項 .....	18
(4) 開札 .....	20
5 落札者の決定方法等 .....	21

(1) 事業者選定委員会 .....	21
(2) ヒアリングの実施 .....	21
(3) 落札者の決定及び公表 .....	21
6 契約に関する基本的な考え方 .....	22
(1) 基本協定の締結 .....	22
(2) S P C の設立 .....	22
(3) 事業契約の締結 .....	22
(4) 事業契約書の内容変更 .....	23
(5) 事業契約に係る事業契約書作成費用 .....	23
(6) S P C の事業契約上の地位 .....	23
<b>第 4 立地並びに規模及び配置に関する事項 .....</b>	<b>24</b>
1 本施設の立地条件 .....	24
2 土地の使用 .....	24
<b>第 5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b>	<b>25</b>
<b>第 6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 .....</b>	<b>26</b>
1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	26
2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	26
3 その他の支援に関する事項 .....	26
<b>第 7 その他事業の実施に関し必要な事項 .....</b>	<b>27</b>
1 議会の議決 .....	27
2 情報提供 .....	27
3 入札説明書等に関する問い合わせ先 .....	27
別紙 1 入札説明書等に関する説明会及び建設予定地見学会参加申込書	
別紙 2 サービス対価の算定方法及び支払方法	

## 第1 入札説明書の定義

この入札説明書は、粕屋町（以下「本町」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、特定事業として選定した粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付するものである。

また、入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、粕屋町財務規則（平成 5 年規則第 10 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本町が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ交付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- ・ 要求水準書：本町が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの
- ・ 落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- ・ 様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの
- ・ 事業契約書（案）：本事業の実施にかかわる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（事業契約書（案）及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）
- ・ 基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本町と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違がある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

## 第2 事業概要

### 1 事業名称

粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業

### 2 公共施設等の管理者等の名称

粕屋町長 因 清範

### 3 用語の定義

本入札説明書において、使用する用語は、以下のとおり定義する。

#### ア 本件施設

粕屋町学校給食共同調理場の建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含む全ての施設をいう。

#### イ 本件建物

粕屋町学校給食共同調理場の建物本体をいう。

#### ウ 本件建物等

本件施設から調理設備を除いたものをいう。

#### エ 調理設備

調理設備とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

#### オ 調理備品

ボール、温度計、計量カップ、秤、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

#### カ 配膳室

本事業において配送対象となる学校に設置されている給食の一時保管場所（今後新たに整備・改修されるものを含む。）をいう。

#### キ 事務備品

机、椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

#### ク 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

#### ケ 調理従事者用品

白衣、ズボン、長靴、エプロン等、調理従事者が身につける等の目的で使用する用品をいう。

#### コ 食器・食缶等

食器・食器かご、食缶、おたま等、児童生徒が使用する備品をいう。

#### サ 配送校

本事業における給食配送対象となっている小中学校をいう。

#### シ 町職員

本事業における行政側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う町の職員及び県又は町の職員である栄養士をいう。

## ス 点検

機能状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べることをいう。

## セ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替え等の軽微な作業をいう。

## ソ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替え等は除く。

## タ 更新

劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えることをいう。

## 4 事業の目的

現在の学校給食共同調理場（以下「給食センター」という。）は、小学校4校と中学校2校に対し、1日に約4,400食を調理し、配食している。現在の給食センターは、昭和58年に建築されてから30年が経過し老朽化が著しく、給食供給数の増加に対応し、この配食を文部科学省が制定している「学校給食衛生管理基準」に準じて、より安全に行っていくためには、設備の改善、施設の改築が求められる状況である。

このような状況のもと、給食調理業務については、「粕屋町行財政改革大綱（平成18年）」で民間委託の方針が決定され、再度の検討を踏まえ、新たな給食センターを現在の給食センター隣に整備することとした。本事業は、新たな給食センターの整備・運営にあたって、PFI手法を取り入れることにより、町の財政負担の軽減を図り、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

## 5 事業の基本理念

本事業は、PFI法に基づき、新たに7,000食/日規模の学校給食センター調理場を整備し、その事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うものである。

以下に示す基本コンセプトを十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

### ア 安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底

- ・学校給食衛生管理基準等の遵守
- ・HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方に基づく手法による衛生管理
- ・ドライシステムの導入
- ・調理従事者の作業環境への配慮
- ・災害時危機管理への熱源組合せ対応

### イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備

- ・アレルギー対応専用調理室の設置
- ・除去食を基本とし、メニューに占める除去割合が多い場合は、代替食を提供
- ・対応アレルゲン：表示義務原材料7品目（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油

- ・アレルギー対応献立 3 形態からの選択：①卵対応、②乳対応、③アレルゲン 8 種対応

#### **ウ 食育に資する望ましい給食環境の整備**

- ・ P E N 樹脂製個別食器の使用
- ・調理・視聴覚機能一体型研修室等の確保
- ・下処理から洗浄まで含めた見学通路の設置
- ・地産地消の推進

#### **エ より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実**

- ・副食 3 品 2 献立
- ・調理等設備機能の向上：高機能調理機器及び高性能保温・保冷食缶の導入

#### **オ 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営**

- ・設計・施工から維持管理・運営等のライフサイクルでのコスト効率化
- ・食器・食缶分離配送方式の導入

#### **カ 環境負荷の低減**

- ・周辺地域の生活環境保全
- ・省エネルギー設備の導入

#### **キ 障がい者雇用推進の理念を踏まえた運営への配慮**

## **6 事業の概要**

本事業は、本件施設を整備し、本件施設の開業準備を行い、本件施設の維持管理・運営を実施するものである。

### **(1) 施設内容**

#### **ア 建設予定地**

粕屋町大字江辻 1070 番 1 外（現粕屋町学校給食センター所在地）

#### **イ 地域地区**

市街化調整区域

#### **ウ 建ぺい率／容積率**

60％／100％

#### **エ 敷地面積**

7,218.58 m<sup>2</sup>（登記簿）（建築面積に制限あり）

#### **オ 提供食数**

7,000 食／日（うち、アレルギー対応食は 70 食程度とする。）

### **(2) 事業方式**

本事業の事業方式は、選定事業者が本件施設を整備した後、町に本件施設の所有権を移転し、事業期間中における維持管理業務及び運営業務を実施する B T O（Build Transfer and Operate）方式とする。

### (3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から平成43年8月31日までとする。

### (4) 事業の範囲

選定事業者が行う主な業務は、次のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書を参照すること。

#### ア 本件施設の整備業務

選定事業者は、次に掲げる設計、建設及び工事監理並びにこれらに付随する業務を行う。

- a. 事前調査業務
- b. 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援を含む。）
- c. 設計業務
- d. 建設業務
- e. 現学校給食センターの解体・撤去業務
- f. 調理設備調達・搬入設置業務
- g. 調理備品調達・搬入設置業務
- h. 食器・食缶等調達・搬入設置業務
- i. 事務備品調達・搬入設置業務
- j. 外構整備・植栽整備業務
- k. 配膳室改修支援業務
- l. 配送車両調達業務
- m. 工事監理業務
- n. 竣工検査及び引渡し業務
- o. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

#### イ 本件施設の開業準備業務

選定事業者は、維持管理・運営を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

#### ウ 本件施設の維持管理業務

選定事業者は、次に掲げる維持管理業務を行う。

- a. 建物維持管理業務（建築物の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- b. 建築設備維持管理業務（建築設備の点検・保守、運転・監視その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- c. 調理設備維持管理業務（設備の点検・保守、運転・監視その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- d. 事務備品維持管理業務（町事務室内の事務備品を除く事務備品の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- e. 植栽・外構維持管理業務（植栽・外構の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- f. 清掃業務
- g. 警備業務



## エ 本事業の運営業務

選定事業者は、次に掲げる運営業務を行う。

- a. 日常の検収支援業務
- b. 給食調理業務
- c. 洗浄等業務
- d. 配送及び回収業務（直接搬入品の残渣を含む。）
- e. 学校配膳室支援業務
- f. 施設内の残渣等処理業務
- g. 衛生管理業務
- h. 運営備品等更新業務（食器・トレイ及び食具（箸・スプーン・フォーク）の更新は、町が行う。）
- i. 配送車両維持管理業務
- j. 献立作成支援業務
- k. 食育支援業務
- l. 給食エリア等清掃業務

## オ 町実施業務

次の業務は、町が実施するものとする。

- a. 施設整備業務
  - ・食器・トレイ及び食具（箸・スプーン・フォーク）の調達
  - ・配膳室改修
  - ・町道認定手続
- b. その他運営業務等
  - ・献立作成・栄養管理業務
  - ・食材調達・検収業務
  - ・食育業務
  - ・食数調整業務
  - ・教室内配膳等業務
  - ・広報業務
  - ・食器・トレイ及び食具（箸・スプーン・フォーク）の再調達及び更新業務
  - ・給食費の徴収管理業務
  - ・配送校の調整
  - ・町職員用事務室に関する引っ越し業務
  - ・直接搬入品（パン、牛乳、デザート等）の調達・各配送校への運搬業務（町が別途発注した搬入事業者が実施）
  - ・直接搬入品の容器等（デザート容器、パン箱等）回収業務（町が別途発注した搬入事業者が実施）

## (5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおり本施設の設計、建設等の初期投資に係る対

価並びに本施設の維持管理及び運営のサービスに係る対価から構成される。

- ア 本施設の設計、建設、開業準備等の初期投資については、町は事業者に対し、P F I 法第 14 条に基づき町と事業者の間で締結する契約（以下「事業契約書」という。）に定める方法及び額により支払う。なお、町は、対価の一部として、あらかじめ定める額を一括払い金として支払う予定である。
- イ 事業者が実施する施設の維持管理及び運營業務の対価について、町は、事業契約書の規定に基づき定める額を引渡し後から運営期間にわたって事業者を支払う。施設の維持管理及び運營業務の対価は、年 4 回に分けて支払うこととし、物価変動等を勘案して年に 1 回改定検討を行う。
- ウ 維持管理及び運營業務の対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、施設維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案による。
- エ 町は、事業者が提供する本事業のサービスが町の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。支払方法及び減額規定の詳細については、入札説明書等において提示し、事業契約書において定める。

## 7 事業に必要とされる根拠法令等

本事業の実施にあたっては、P F I 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針並びに地方自治法のほか、以下に掲げる各種の法令（施行令及び施行規則等も含む。）を遵守すること。また、関連する各種の要綱・基準等についても最新のものを参照し、遵守すること。

### (1) 法令

- a. 学校教育法（昭和33年法律第56号）
- b. 学校給食法（昭和29年法律第160号）
- c. 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- d. 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- e. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- f. 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- g. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- h. 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- i. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- j. 消防法（昭和23年法律第186号）
- k. 水道法（昭和32年法律第177号）
- l. 下水道法（昭和33年法律第79号）
- m. 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- n. 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- o. 国及び独立行政法人などにおける温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関

する法律(平成19年法律第56号)

- p. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- q. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- r. 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- s. 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- t. 建築工事に係る資源の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- u. 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)
- v. エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)
- w. 警備業法(昭和47年法律第117号)
- x. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- y. 景観法(平成16年法律第110号)
- z. その他関連法令

## (2) 県、町条例

- a. 福岡県建築基準法施行条例(昭和46年福岡県条例第29号)
- b. 福岡県食品衛生法施行条例(平成12年福岡県条例第17号)
- c. 福岡県美しいまちづくり条例(平成12年福岡県条例第66号)
- d. 福岡県環境保全に関する条例(昭和47年福岡県条例第28号)
- e. 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成14年福岡県条例第79号)
- f. 福岡県福祉のまちづくり条例(平成10年福岡県条例第4号)
- g. 福岡県屋外広告物条例(平成14年福岡県条例第35号)
- h. 粕屋町緑化推進等に関する条例(昭和60年粕屋町条例第2号)
- i. 粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成25年条例第34号)
- j. 粕屋町文化財保護条例(昭和55年粕屋町条例第1号)
- k. 粕屋町水道事業給水条例(平成26年粕屋町条例第11号)
- l. 粕屋町下水道条例(平成5年粕屋町条例第10号)
- m. 粕屋町個人情報保護条例(平成16年粕屋町条例第22号)
- n. 粕屋町情報公開条例(平成14年粕屋町条例第1号)
- o. 粕屋町契約規程(昭和38年粕屋町規程第1号)
- p. その他関係条例

## (3) 各種基準等

- a. 学校給食実施基準(平成21年文部科学省告示第61号)
- b. 学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)
- c. 学校給食調理従事者研修マニュアル(平成24年文部科学省)
- d. 学校給食調理場における手洗いマニュアル(平成20年文部科学省)
- e. 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成25年2月1日食安発0201第2号)
- f. 調理場における洗浄・消毒マニュアル(P a r t 1)(平成21年3月文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課)

- g. 調理場における洗浄・消毒マニュアル（P a r t 2）（平成22年3月文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課）
- h. 食に関する指導の手引き（平成22年3月文部科学省）
- i. 学校給食における食中毒防止の手引き（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- j. 集団給食施設の衛生確保に関する要綱（厚生労働省）
- k. 建築工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経建発第1号）
- l. 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正国土交通省）
- m. 学校環境衛生基準（文部省体育局長裁定 平成4年6月23日）
- n. 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- o. 建築鉄骨設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- p. 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- q. 建築設備計画基準・同要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- r. 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- s. 体育館等天井の耐震設計ガイドライン（財団法人日本建築センター）
- t. 建設設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- u. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- v. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- w. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- x. 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- y. 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- z. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- aa. 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- bb. 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- cc. その他関連要綱・基準等

## 8 事業者のスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次に示すとおりである。

実施内容	スケジュール
事業契約締結	平成26年12月下旬
施設整備及び開業準備期間	事業契約締結日の翌日～平成28年8月末
維持管理・運営期間	平成28年9月1日～平成43年8月末

※1：施設整備期間、開業準備期間及び引渡予定日は、事業者提案に基づき定めるものとする。

なお、施設の引渡しは、施設整備完了後に遅滞なく行うものとする。

※2：開業準備期間は、少なくとも2か月以上は確保すること。

## 9 事業期間終了時の措置

選定事業者は、事業期間の終了後に本件施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定の方法

町は、本事業への応募を希望する民間企業等を広く公募し、P F I 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

事業者の選定にあたっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとし、その旨を町のホームページ等に掲載する。

#### 2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集及び選定にあたってのスケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

平成26年6月13日(金)	入札説明書、落札者決定基準等の公表
6月17日(火)	入札説明書等に関する説明会及び建設予定地見学会
6月27日(金)	入札説明書等に関する第1回質問受付締切り
7月15日(火)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
7月22日(火)	入札参加資格確認書類の受付締切り
7月30日(水)	入札参加資格審査結果の通知
8月1日(金)	入札説明書等に関する第2回質問受付締切り
8月13日(水)	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
8月27日(水)	入札及び提案書類の受付締切り
10月中旬	落札者の決定及び公表
11月上旬	基本協定締結
11月中旬	仮契約の締結
12月下旬	事業本契約締結

#### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、以下のとおりとする。

ア 応募者は、本件施設を設計する企業、建設する企業、維持管理をする企業及び運営を実施する企業を含む複数の企業により構成されるものとする。また、必要に応じて上記業務以外のその他業務を行う企業（建設業務のうち、調理設備の調達・搬入設置業務、調理設備保守管理業務、食器食缶保守管理業務及び資金調達・マネジメント業務を担当する企業等）を含むことができる。

イ 入札参加者の構成員等は、以下の定義により分類される。なお、構成員は、代表企業及び構成企業（以下「構成員」という。）をいう。

- ・ 入札参加者：本事業に係る業務を実施することを予定する複数の法人によって構成

されるグループで、代表企業、構成企業及び協力企業からなる。

- ・ 代表企業：本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表して入札手続を行う企業。また、代表企業については、担当業務に制限はなく、その他業務を担当する構成員も含むものとする。
  - ・ 構成企業：SPCから直接業務を受託・請負し、かつSPCに出資する企業
  - ・ 協力企業：SPCから直接的に業務を受託・請負し、かつSPCに出資しない企業
- ウ 入札参加者は、粕屋町競争入札参加資格者名簿に登録がある複数の企業により構成されるグループとし、代表企業を定め、当該代表企業が入札手続を行うこととする。ただし、入札への参加を希望する者が粕屋町競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合には、参加表明書提出までに登録を完了していること。
- エ 入札参加者は、入札の結果、選定事業者として選定された場合は、グループを構成する全ての構成員の出資により、SPCを本事業の仮契約調印までに設立するものとする。また代表企業は、出資中最大の出資割合を持つものとする。なお、SPCは、粕屋町内に設立するものとする。
- オ 構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、構成員のSPCへの出資比率の合計は、全事業期間を通じて全体の50%を超えるものとする。また、構成員以外の者の株主の議決権が出資者中最大となってはならない。
- カ 入札資格審査書類提出後の入札参加者の構成員及び協力企業の変更は、認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行う。
- キ 構成員又は設計業務・工事監理業務・建設業務・給食調理業務を担当する協力企業は、ほかの入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。また、これらの企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）も、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。
- ク 入札参加者の構成員及び協力企業において、本件施設の整備業務のうち、設計、工事監理、建設、本件施設の維持管理業務の各業務及び本事業の運営の各業務並びにその他業務に主として当たる者は、それぞれ「(2) 入札参加者の資格要件」のアからオまでの要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

## (2) 入札参加者の資格要件

### ア 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、c、d 及び e の要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- b. 平成 26・27 年度「粕屋町競争入札参加有資格業者名簿（委託：建築設計）」に記載されていること。
- c. HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること（「相当の知識を有していること」とは、以下のいずれかに該当すること。HACCP 対応施設（HACCP の認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設計を完了した実績、ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又はドライシステムの民間調理施設の実施設計を完了した実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する審査員資格等のいずれかを有し、対応施設に対する相当の知識を有することをいう。）。
- d. 平成 16 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設的设计実績を有すること。
- e. 平成 16 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設的设计実績（基本设计又は実施設計）を有すること。

## イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、c、d 及び e の要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

- a. 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- b. 平成 26・27 年度「粕屋町競争入札参加有資格業者名簿（委託：建築設計）」に記載されていること。
- c. HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること（「相当の知識を有していること」とは、HACCP 対応施設の工事監理実績、ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の工事監理実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する審査員資格等のいずれかを有し、対応施設に対する相当の知識を有することをいう。）。
- d. 平成 16 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の工事監理実績を有すること。
- e. 平成 16 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の工事監理実績を有すること。

## ウ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a、b 及び c の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、d 及び e の要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

- a. 建設業法(昭和 24 年法律第 1000 号)第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 平成 26・27 年度「粕屋町競争入札参加有資格業者名簿(工事:建築)」に登載されていること。
- c. 平成 26・27 年度競争入札参加資格の認定を受けた者で建築 A a 等級の格付を受けている者であること。建築 A a 等級の格付を受けていない者は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評点が 840 点以上であること。
- d. 平成 16 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の施工実績を有すること。
- e. 平成 16 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の施工実績を有すること。

## エ 維持管理業務を行う者

- a. 当該維持管理業務に係る業種について、平成 26・27 年度「粕屋町競争入札参加有資格業者名簿」に登載されていること。

## オ 運営業務を行う者

運営業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の運営企業で実施する場合は、a の要件については、全ての企業で該当し、少なくとも 1 社は、a から d までの全ての要件を満たしていること。

- a. 当該運営業務に係る業種について、平成 26・27 年度「粕屋町競争入札参加有資格業者名簿」に登載されていること。
- b. HACCP に対する相当の知識を有していること(「相当の知識を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する審査員資格等のいずれかを有し、HACCP に対する相当の知識を有していることをいう。)
- c. HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設、地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設、ドライシステムの学校給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアルの適用施設(ドライシステムで 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する施設)の調理業務の実績を有すること。
- d. 平成 21 年 4 月以降に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に規定する罰則の適用



を受けていないこと。

- e. 平成 21 年 4 月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

#### カ その他業務を行う者

- a. 当該その他業務に係る業種について、平成 26・27 年度「粕屋町競争入札参加有資格業者名簿」に登載されていること。

### (3) 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ再生計画取消し決定を受けていない場合を除く。
- ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 107 条により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命ぜられている者
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- オ 町から指名停止措置を受けている者
- カ 粕屋町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 11 号）に掲げる暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者
- キ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者及び本事業の事業者選定委員会の委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

・株式会社 長大：東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4

・東京丸の内法律事務所：東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 225

- ク 粕屋町学校給食共同調理場 P F I 事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関して委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

事業者選定委員会委員は、次のとおりである。

委員長	大石 桂一	九州大学大学院 経済学研究院教授
副委員長	片桐 義範	福岡女子大学 国際文理学部准教授
委員	須貝 高	福岡大学 工学部教授

	中島 邦彦	九州大学大学院 工学研究院教授
	箱田 彰	粕屋町副町長

ケ 直近1年間の法人税、消費税を滞納している者

#### (4) 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出基準日とする。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札説明書等に関する事項

##### ア 入札公告

入札公告は平成26年6月13日とし、町のホームページ等において公表する。入札説明書等についても町のホームページにおいて公表する。

##### イ 入札説明書等の交付

この入札に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）の交付は、町のホームページに公表することにより行い、紙媒体での個別の交付は、行わない。

##### ウ 入札説明資料等に関する説明会及び建設予定地見学会の日時及び場所

入札説明書等に関する説明会及び建設予定地見学会を以下のとおり行う。参加については参加企業1社につき最大3名までとするが、多数の参加希望者があった場合は、開催時刻等の変更を行うこともある。

###### (ア) 日時

平成26年6月17日（火）14時から（建設予定地見学会は、入札説明書等に関する説明会終了後）

###### (イ) 場所

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号  
粕屋町役場 3階 会議室31（建設予定地見学会は、建設予定地現地集合）

###### (ウ) 申込方法

本説明書「(別紙1) 入札説明書等に関する説明会及び建設予定地見学会参加申込書」に記入の上、平成26年6月16日（月）15時までに電子メールで提出すること。

###### (エ) 提出先

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室  
電子メール：kyusyok@town.kasuya.fukuoka.jp

##### エ 第1回入札説明書等に関する質問、回答及び公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

###### (ア) 提出期間

平成26年6月13日（金）9時から6月27日（金）17時まで

###### (イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式1）に記入の上、電子メールでのファイル添付（ファイル形式はMicrosoft Excel とする。）にて提出のこと。

(ウ) 提出先

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室

電子メール：kyusyok@town.kasuya.fukuoka.jp

質問に関する回答は、平成 26 年 7 月 15 日（火）までに町のホームページで公表する。

**オ 第2回入札説明書等に関する質問、回答及び公表**

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

(ア) 提出期間

平成 26 年 7 月 22 日（火）9時から8月1日（金）17時まで

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式 1）に記入の上、電子メールでのファイル添付（ファイル形式は Microsoft Excel とする。）にて提出のこと。

(ウ) 提出先

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室

電子メール：kyusyok@town.kasuya.fukuoka.jp

質問に関する回答は、平成 26 年 8 月 13 日（水）までに町のホームページで公表する。

**(2) 入札参加資格の確認**

入札に参加を希望する者は、入札参加表明書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は、入札に参加することはできない。

**ア 入札参加表明書等の提出期限、場所及び方法**

(ア) 提出期限

平成 26 年 7 月 22 日（火）17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日は、9時から17時までとする。）

(イ) 提出場所

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室

(ウ) 提出方法

入札参加表明書等の提出は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は、受け付けない。

**イ 入札参加表明書等の作成**

入札参加表明書等は、様式集に定めるところに従い、作成すること。

**ウ 参加資格確認結果の通知**

入札参加資格を確認し、その結果を代表企業に書面により平成 26 年 7 月 30 日（水）までに通知する。

**エ 入札資格がないとされた場合の取扱い**

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出期限

平成 26 年 8 月 5 日（火）17 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日は、9 時から 17 時までとする。）

(イ) 提出場所

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号  
粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室

(ウ) 提出方法

説明要求書として様式集（様式 16）を提出場所へ持参すること。郵送、電子メール等による申請は、受け付けない。

(オ) 回答

平成 26 年 8 月 11 日（月）

**オ 入札参加者等の構成**

入札参加資格確認後は、入札参加者の構成員及び協力企業の変更及び追加は、原則として認めない。

**カ 入札参加を辞退する場合**

入札参加表明以後、入札参加者が入札を辞退する場合は、様式集（様式 18）を入札日の前日までに粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室に持参し、提出すること。

**キ 入札参加資格確認基準日**

入札参加資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

**ク 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い**

- (ア) 入札参加資格確認を有するとの確認を受けた入札参加者に属する構成員及び協力企業が、入札時までに入札参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力企業が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと町が認めた場合には、入札参加者は町と協議を行うこととする。協議の結果、入札参加資格を有すると町が確認した場合には、代表企業以外の構成員及び協力企業を変更することができる。

- (イ) 入札日以降であっても落札者の決定日までに構成員及び協力企業が指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は、失格とする。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力企業が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと町が認めた場合には、入札参加者は、町が別途指定する期間内に当該構成員及び協力企業を除外し、かつ提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。

その内容を町が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

**ケ その他**

- (ア) 入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (イ) 町は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

### (3) 入札に関する事項

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）及び入札書を次により提出すること。

#### ア 入札書及び提案資料の提出日時、場所及び方法

(ア) 提出日時

平成 26 年 8 月 27 日（水）10 時から正午まで

(イ) 提出場所

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室

(ウ) 提出方法

入札書及び提案資料は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は、受け付けない。

#### イ 入札にあたっての留意事項

(ア) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担等

提案資料及び入札書（以下「入札書類」という。）の作成、提出等入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

(エ) 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

(オ) 入札の棄権

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、後日不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 入札金額の記載等

a. 予定価格

6,226,477,000 円（税抜き）

予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を除いた額である。

b. 入札金額の記載

入札金額は、様式集（様式 24）の「SPCに対する町の支払総額」の行の単純合計の額を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

(a) 提案書の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、平成 26 年 7 月 25 日の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T. S. R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円／円）金利スワップレートとする。

(ク) 一時支払金

町は、事業者が実施する本件施設的设计・建設業務の対価のうち、185,000 千円を本一時支払金として支払う。そのうち、180,000 千円を本件施設に係る現給食センターの解体・撤去及び外構整備部分を除いた部分の引渡し後に、残額分の 5,000 千円を現給食センターの解体・撤去及び外構整備部分の引渡し完了後に支払う。一時支払金は、国庫補助金（学校施設環境改善交付金）をもって充てる予定である。なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、補助単価の変更に伴い、提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に追加費用が発生する場合は、事業者の負担とする。

(ケ) 入札時算定用年間提供給食数

入札価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数及び日数に基づいて算出すること。

年度	食数／日			年間提供日数
	通常食	アレルギー食	合計	
平成 28 年度	5,028	51	5,079	125
平成 29 年度	5,297	53	5,350	195
平成 30 年度	5,521	56	5,577	195
平成 31 年度	5,778	58	5,836	195
平成 32 年度	5,990	60	6,050	195
平成 33 年度	6,201	63	6,264	195
平成 34 年度	6,338	64	6,402	195
平成 35 年度	6,347	64	6,411	195
平成 36 年度	6,368	64	6,432	195
平成 37 年度	6,294	64	6,358	195
平成 38 年度	6,147	62	6,209	195
平成 39 年度	5,956	60	6,016	195
平成 40 年度	5,728	58	5,786	195
平成 41 年度	5,510	56	5,566	195
平成 42 年度	5,307	54	5,361	195
平成 43 年度	5,111	52	5,163	70

※事業開始年度及び事業完了年度は、事業対象学期分とする。

(コ) 入札執行回数

1回とする。

(サ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a. 著作権

町が提示した参考図書等の著作権は、町に帰属する。また、入札に関する提案資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他町が必要と認めるときは、町は、提案資料の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については使用せず、落札者決定後に応募者に確認の上、返却又は破棄する。

b. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

c. 町からの提示資料の取扱い

町が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d. 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

e. 入札書類の変更禁止

入札書類の変更は、できない。ただし、提案資料における誤字等の修正については、この限りでない。

(シ) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(ス) 入札保証金及び契約保証金

a. 入札保証金

免除する。

b. 契約保証金

契約を締結したときは、速やかに施設整備費相当額（割賦金利を除き、消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

また、維持管理・運営期間については、維持管理・運営業務開始日までに、1年分の維持管理・運営業務費相当額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細については、事業契約書（案）に記載する。

#### (4) 開札

##### ア 日時

平成26年8月27日（水）13時30分から

この際、入札金額の公表は行わない。

## イ 場所

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号  
粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室

## ウ その他

入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

## エ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加資格がない者による入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人による入札
- (ウ) 代表企業以外の者による入札
- (エ) 入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者による入札
- (オ) 記名押印のない入札書による入札
- (カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (キ) 入札参加者及びその代理人のした2以上の入札
- (ク) その他入札に関する条件に違反した入札

## オ 入札の中止

入札手続執行途中で、入札参加可能者が1者となったとき、又は入札時に入札参加者が1者となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止する。

## 5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「基礎審査」「性能審査」「価格審査」の3段階に分けて実施する。なお、詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

### (1) 事業者選定委員会

審査は、事業者選定委員会が落札者決定基準に基づき行う。

### (2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めするため、応募者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途応募者に対して通知するものとする。

### (3) 落札者の決定及び公表

#### ア 落札者の決定

町は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

#### イ 結果及び評価の公表

町は、事業者選定委員会における審査結果を取りまとめて、各応募者に書面にて通知後、町のホームページ等で公表する。

#### ウ 落札者を決定しない場合の措置

応募者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、又はいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として



実施することが適当でないとは判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を町のホームページ等で速やかに公表する。

## 6 契約に関する基本的な考え方

### (1) 基本協定の締結

町は、落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

落札した入札参加者の構成員及び協力企業が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、基本協定を締結しない。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力企業が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと町が認めた場合には、当該入札参加者は、町が別途指定する期間内に代表企業以外の構成員及び協力企業を除外し、かつ提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、その内容を町が承認した場合に限り、町は基本協定を締結することがある。

なお、町は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。

### (2) SPCの設立

落札した入札参加者の構成員は、本事業を実施するため、SPCを商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。町は、落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札した入札参加者の構成員が設立したSPCと事業契約を締結する。

なお、代表企業及び構成企業の議決権が全体の50%を超えるものとする。また、代表企業は、出資者の中で最大の出資を行うものとする。

構成員は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

### (3) 事業契約の締結

町は、落札した入札参加者の構成員が設立するSPCと仮契約を締結する。

仮契約は、町議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、落札した入札参加者の構成員及び協力企業が仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、仮契約を締結しない。

なお、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力企業が仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと町が認めた場合には、入札参加者は、町が別途指定する期間内に代表企業以外の構成員及び協力企業を除外し、かつ提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。その内容を町が承認した場合には、仮契約を締結することがある。

SPCは、事業契約締結後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をし、町を相手方として、事業契約を締結しなければならない。

**(4) 事業契約書の内容変更**

S P Cとの契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

**(5) 事業契約に係る事業契約書作成費用**

事業契約書の検討に係るS P C側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

**(6) SPCの事業契約上の地位**

町の事前の承諾がある場合を除き、S P Cは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

## 第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 本施設の立地条件

敷地の立地条件は、次に示すとおりである。

建設予定地	: 粕屋町大字江辻 1070 番 1 ほかの町有地 (現粕屋町学校給食センター所在地)
用途地域	: 市街化調整区域
建ぺい率/容積率	: 60%/100%
敷地面積	: 7,218.58 m <sup>2</sup> (登記簿) (建築面積に制限あり)

### 2 土地の使用

施設整備期間中、本事業に必要な範囲については、SPCに無償で使用を許可する。

## 第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する

### 事項

#### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

#### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、国等において講じられている融資制度等の財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう必要に応じて協力を行う。

町は、本事業において、選定事業者に対する補助、出資、債務保証等は、行わない。

#### 3 その他の支援に関する事項

町は、選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

## 第7 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

町は、本事業の事業契約に関する議案を定例町議会に提出する予定である。

### 2 情報提供

本事業に関する情報提供は、町のホームページ等を通じて適宜行う。

### 3 入札説明書等に関する問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせは、以下のとおりである。

担 当 部 署：粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室

住 所：〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

電 話：092-938-2311（内線255）

F A X：092-938-3150

電子メール：[kyusyok@town.kasuya.fukuoka.jp](mailto:kyusyok@town.kasuya.fukuoka.jp)

粕屋町ホームページアドレス：<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>